

大阪市職員労働組合環境局支部との交渉議事録

平成29年度の要員配置にかかる職員の勤務労働条件について

環境施設組合総務課長以下、大阪市職員労働組合環境局支部長以下との本交渉

日時 平成29年4月27日(木)午後5時30分

場所 環境施設組合 会議室B

(環境施設組合)

昨年11月17日に申し入れを受けました内容について、回答いたします。

まず、1点目の「2017年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件が確保できるために必要な要員を確保すること。また、その確保にあたっては、組合員の労働条件の悪化に繋がらないよう、十分な業務ボリュームの精査を行い、適正に配置すること。」についてですが、平成29年度の要員配置については、工場に配置していた事業担当主事2名を新たに本課に配置し、計総務課3名経理課1名としております。

各課における業務量の精査や各職員の業務量の平準化を行いながら、引き続き適正な要員配置に努めます。

次に2点目の「職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改変などを決定した場合については、早期に適切な方法で情報提供を行うこと。また、「事業の統合」「委託化」などといった課題は、組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから十分な交渉・協議を行うこと。」についてですが、業務執行体制の変更にかかわって、職員の勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、変更する業務執行体制に関する説明を行うとともに、勤務労働条件に関する事項については協議をいたします。

3点目の「法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。」についてですが、衛生管理者やボイラー・タービン主任技術者など工場運営に必要な資格については、人事異動などで欠員がないようにするとともに、資格取得を促進し欠員が生じないように努めてまいります。

4点目の「育児休業等により欠員が生じた場合や、新たな業務等が生じた場合は、任期付職員制度をふまえ誠意を持って対応すること。」についてですが、育児休業等により欠員が生じた場合等には、臨時的任用による代替措置を行うなど本組合として主体性を持って対応するとともに、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合には誠意を持って協議いたします。

最後に5点目の「必要な要員を確保するにあたって、新たな任用制度の創設を確立すること。」についてですが、大阪市と同様に、事業担当主事補への職種変更制度を実施しているところです。平成28年度については事務系の事業担当主事補の募集を行いました。結果として応募者がなかったところです。

以上、当環境施設組合としての回答とさせていただきます。よろしくご願ひ申し上げます。

(組合)

ただいま、回答をいただいたということは確認しておく。

今後、業務体制の変更に関わって勤務労働条件に影響を及ぼす場合には、労働組合に対して説明、協議をお願いしておく。

(環境施設組合)

以上で本日の交渉を終了します。